

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和元年9月18日

石川県知事 谷本正憲

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

石川県立七尾東雲高等学校 学校施設管理業務

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

下記履行期間中の火曜、木曜 17時30分～19時30分  
並びに土・祝日及び学校が特に定める日の15時30分～17時30分  
学校内の巡回・施設設備等の保全、外部との連絡、文書の收受

(3) 納入期限(履行期間)

令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)  
(令和2年1月1日(水)から令和2年1月3日(金)を除く78日)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：七尾市下町戊部12番1号  
所 属：石川県立七尾東雲高等学校  
連絡先：TEL 0767-57-1411 FAX 0767-57-2945

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。  
高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月25日(水) 15時00分

(2) 提出先

住 所：七尾市下町戊部12番1号  
所 属：石川県立七尾東雲高等学校  
連絡先：TEL 0767-57-1411 FAX 0767-57-2945